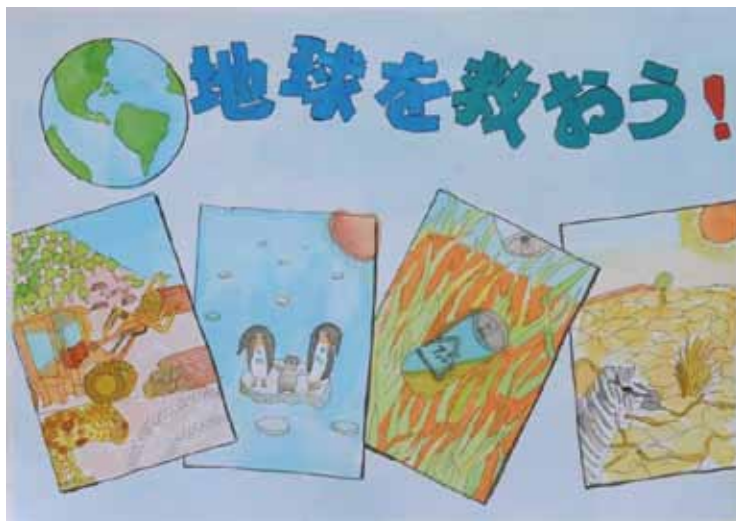


## 資 料 編

---

- 1 策定経過
- 2 環境審議会答申
- 3 市民参加
- 4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例
- 5 都市公園の種別
- 6 用語解説



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)  
銅賞 中鉢晴大郎さん(芳野小学校5年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)  
銅賞 森下由芽さん(福原中学校3年生)の作品

# 1 策定経過

## (1) 庁内策定体制

### ■川越市環境推進会議

|      |              |
|------|--------------|
| 委員長  | 環境部長         |
| 副委員長 | 政策財政部長       |
| 委員   | 総務部長         |
| 委員   | 市民部長         |
| 委員   | 文化スポーツ部長     |
| 委員   | 福祉部長         |
| 委員   | こども未来部長      |
| 委員   | 保健医療部長       |
| 委員   | 産業観光部長       |
| 委員   | 都市計画部長       |
| 委員   | 建設部長         |
| 委員   | 上下水道局経営管理部長  |
| 委員   | 上下水道局事業推進部長  |
| 委員   | 教育委員会教育総務部長  |
| 委員   | 教育委員会学校教育部長  |
| 委員   | 農業委員会事務局長    |
| 委員   | 川越地区消防組合消防局長 |

### ■川越市環境推進会議 幹事会

|      |               |
|------|---------------|
| 幹事長  | 環境部長          |
| 副幹事長 | 環境政策課長        |
| 幹事   | 秘書室長          |
| 幹事   | 政策企画課長        |
| 幹事   | 行政改革推進課長      |
| 幹事   | 財政課長          |
| 幹事   | 総務課長          |
| 幹事   | 管財課長          |
| 幹事   | 市民活動支援課長      |
| 幹事   | 防犯・交通安全課長     |
| 幹事   | 文化芸術振興課長      |
| 幹事   | 福祉推進課長        |
| 幹事   | 保健医療推進課長      |
| 幹事   | 保健総務課長        |
| 幹事   | 環境対策課長        |
| 幹事   | 産業廃棄物指導課長     |
| 幹事   | 資源循環推進課長      |
| 幹事   | 収集管理課長        |
| 幹事   | 環境施設課長        |
| 幹事   | 産業振興課長        |
| 幹事   | 農政課長          |
| 幹事   | 都市計画課長        |
| 幹事   | 都市景観課長        |
| 幹事   | 都市整備課長        |
| 幹事   | 交通政策課長        |
| 幹事   | 公園整備課長        |
| 幹事   | 建設管理課長        |
| 幹事   | 上下水道局経営総務課長   |
| 幹事   | 教育委員会地域教育支援課長 |
| 幹事   | 教育委員会文化財保護課長  |
| 幹事   | 教育委員会学校管理課長   |

## ■調査研究会

|     |            |
|-----|------------|
| 会 員 | 政策企画課      |
| 会 員 | 管財課        |
| 会 員 | 防災危機管理課    |
| 会 員 | 市民活動支援課    |
| 会 員 | 防犯・交通安全課   |
| 会 員 | 文化芸術振興課    |
| 会 員 | こども育成課     |
| 会 員 | 保育課        |
| 会 員 | 保健総務課      |
| 会 員 | 食品・環境衛生課   |
| 会 員 | 健康づくり支援課   |
| 会 員 | 環境政策課      |
| 会 員 | 環境対策課      |
| 会 員 | 産業廃棄物指導課   |
| 会 員 | 資源循環推進課    |
| 会 員 | 収集管理課      |
| 会 員 | 環境施設課      |
| 会 員 | 農政課        |
| 会 員 | 観光課        |
| 会 員 | 都市計画課      |
| 会 員 | 都市景観課      |
| 会 員 | 都市整備課      |
| 会 員 | 交通政策課      |
| 会 員 | 公園整備課      |
| 会 員 | 道路街路課      |
| 会 員 | 道路環境整備課    |
| 会 員 | 河川課        |
| 会 員 | 建築住宅課      |
| 会 員 | 経営企画課      |
| 会 員 | 下水道整備課     |
| 会 員 | 下水道維持課     |
| 会 員 | 水道施設課      |
| 会 員 | 教育財務課      |
| 会 員 | 文化財保護課     |
| 会 員 | 教育センター     |
| 会 員 | 芳野市民センター   |
| 会 員 | 古谷市民センター   |
| 会 員 | 南古谷市民センター  |
| 会 員 | 高階市民センター   |
| 会 員 | 福原市民センター   |
| 会 員 | 山田市民センター   |
| 会 員 | 名細市民センター   |
| 会 員 | 霞ヶ関市民センター  |
| 会 員 | 川鶴市民センター   |
| 会 員 | 霞ヶ関北市民センター |
| 会 員 | 大東市民センター   |

## ■ワーキンググループ

|          |          |
|----------|----------|
| 1 環境基本計画 |          |
| 構 成 員    | 環境政策課    |
| 構 成 員    | 環境対策課    |
| 構 成 員    | 産業廃棄物指導課 |
| 構 成 員    | 資源循環推進課  |
| 構 成 員    | 収集管理課    |
| 構 成 員    | 環境施設課    |
| 2 緑の基本計画 |          |
| 構 成 員    | 農政課      |
| 構 成 員    | 都市計画課    |
| 構 成 員    | 都市景観課    |
| 構 成 員    | 公園整備課    |
| 構 成 員    | 道路街路課    |
| 構 成 員    | 河川課      |
| 構 成 員    | 文化財保護課   |
| 構 成 員    | 環境政策課    |

## (2) 策定に係る会議等の開催

### 平成26年度

|               |     |
|---------------|-----|
| ・川越市環境審議会     | 1回  |
| ・調査研究会        | 1回  |
| ・ワーキンググループ    | 3回  |
| ・関係課個別ヒアリング   | 37回 |
| ・かわごえ環境ネット勉強会 | 11回 |

### 平成27年度

|                |    |
|----------------|----|
| ・川越市環境審議会      | 6回 |
| ・川越市都市計画審議会    | 1回 |
| ・川越市環境推進会議     | 3回 |
| ・川越市環境推進会議 幹事会 | 2回 |
| ・ワーキンググループ     | 6回 |



■市長から審議会会長へ諮問



■審議会の様子



■審議会正副会長から市長へ答申

## 2 環境審議会答申

### (1) 答申

川環審発 第 8 号  
平成27年12月24日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市環境審議会  
会長 福 岡 義 隆

(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画  
(平成28年3月改定版) について (答申)

平成27年8月18日川環政発第667号をもって諮問のあった「(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版) について」に関して、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画  
(平成28年3月改定版) について (答申)

はじめに

(環境基本計画について)

本市は、平成18年9月に制定された「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づき、平成19年3月に「第二次川越市環境基本計画」を策定し、環境行政の総合的かつ計画的な施策の展開を図ってきた。

計画の策定から今日までの間、廃棄物の処理や緑の減少などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性などの地球規模の問題まで、環境問題は多様化してきた。

国においては、平成24年3月に、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成される持続可能な社会の実現に向けた「第四次環境基本計画」を策定したところである。

(緑の基本計画について)

一方、本市は、平成10年3月に、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的とした「川越市緑の基本計画」を策定した。

平成20年3月には、その改定版である「川越市緑の基本計画改定版」を策定し、さらに公共施設や民有地の緑化、普及・啓発活動等について、総合的かつ計画的な施策の展開を図ってきた。

都市化の進展や市民のライフスタイルの変化とともに、本市における緑の状況も変化し、今まで以上に生き物の生息・生育空間の創出、保全、再生及びネットワーク化を計画的に進めていくことが重要となっている。

(答申にあたって)

このような中、平成27年度に、本市では、「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が満了となり、加えて「川越市緑の基本計画改定版」が短期的な目標年次を迎えることから、良好な環境の保全・創造と、緑地の保全及び緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、現在、「(仮称)第三次川越市環境基本計画」及び「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」を一冊にまとめ、策定を進めようとしているところである。

当審議会では、平成27年8月18日、市長より「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)について」の諮問を受け、延べ6回にわたり慎重に審議を重ねてきた。

ここに審議の結果を次のとおりまとめたので、この答申の趣旨と国内外の環境政策の動向を踏まえ、また現在策定中の「第四次川越市総合計画」との整合を図りながら、「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」を策定し、本市の良好な環境の保全・創造と、緑地の保全及び緑化の推進をさらに進めていくことを期待する。

## 1 共通事項

### (1) 共通事項について

(市民意見の反映について)

- ・ 川越市の環境に関するアンケート調査結果やパブリック・コメント等、市民意見を考慮した計画とすること。

(計画の表現について)

- ・ 文章等の表現については、市民に分かりやすく、前向きで取り組みやすい表現とすること。
- ・ 図表については、配色等を工夫し、できる限り分かりやすいものとなるよう配慮すること。

(指標・目標値について)

- ・ 指標については、適切なものを掲げ、指標と取組との関係を明らかにし、できる限り具体的な目標値を設定すること。

### (2) 計画の推進について

(推進体制について)

- ・ 計画の推進にあたっては、市民、事業者、民間団体等との協働により進めていくこと。
- ・ 庁内の組織横断的な推進体制の充実を図り、適切な進行管理を実施していくこと。



(計画の見直しについて)

- ・ 必要に応じて、指標・目標値等、計画の内容について見直しを検討すること。

### (3) その他

(人口減少対策について)

- ・ 市の発展の基盤である人口の維持・増加につながるよう、従来の施策だけにとらわれず、先進的な施策に取り組んでいくこと。

(財政的措置について)

- ・ 重点的な施策について、財政的措置を図るよう努めること。

## 2 (仮称) 第三次川越市環境基本計画について

### (1) 施策の内容について

(地球温暖化対策の推進)

- ・ 市域における温室効果ガス排出量を削減するための施策を充実させていくこと。

(循環型社会の構築)

- ・ 家庭ごみ等の有料化を進めるにあたっては、社会・経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえて慎重に検討すること。

(生物多様性の保全)

- ・ 身近な生き物に関心を持ち、生物多様性の大切さについて学習することができる機会を充実させていくこと。
- ・ 生き物の生息・生育空間となる良好な自然環境の保全に努めること。

(貴重な緑の保全)

- ・ 緑豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくため、新たな農作物への取組や農業後継者の育成など、農地の保全に関する施策を推進していくこと。
- ・ 市民が農業に関心を持ち、農地の大切さを感じられるよう、農業とのふれあいの場の確保等に関する施策を推進していくこと。

(多様な緑の創出・育成)

- ・ 地域の特性に応じた身近な親水空間の整備に関する施策を推進していくこと。

(大気環境の保全)

- ・ 市民が安心して生活できるよう、光化学オキシダント、PM2.5については、広域的な観点による対策を推進するとともに、引き続きアスベスト対策を推進していくこと。

(水環境の保全)

- ・ 公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置・管理等、生活排水の適正処理に関する施策を推進していくこと。

(化学物質等の環境リスク対策)

- ・ 市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、引き続き、化学物質等の対策を推進していくこと。



(歴史と文化を生かした地域づくり)

- ・ 先人から引き継がれた歴史的・文化的な遺産を地域の重要な景観資源として保全し、次の世代に継承していくための施策を充実させていくこと。

(快適に暮らせるまちづくり)

- ・ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりに関する施策を推進していくこと。
- ・ 災害時に必要となる自助、共助の考え方を周知するための取組を推進していくこと。

(人づくり・ネットワークづくり)

- ・ 市、市民、事業者、民間団体及び滞在者がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくため、各主体の自主的な活動の支援及び協働に関する施策を充実させていくこと。
- ・ 学校、家庭、地域社会など、あらゆる場、機会において、環境教育・環境学習の施策を充実させていくこと。

### 3 (仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)について

(1) 計画の目標について

- ・ 計画の目標の達成に向けて、より効果的な施策を展開していくこと。

(2) 施策の内容について

(全体)

- ・ 植物とともに、動物を含めた生態系全体の視点を取り入れること。

(重点計画)

- ・ 花いっぱい運動について、市民等の関心を高めていくための取組を進めていくこと。

(個別計画)

- ・ 緑化の推進にあたっては、市の木、市の花など、在来種の積極的な利用に努めること。
- ・ 身近な水辺の保全・再生に関する施策を充実させること。
- ・ 水路等の保全にあたっては、生態系に十分配慮しながら進めること。
- ・ 市民が身近に感じられるような公園等の整備を図ること。
- ・ 公園の整備にあたっては、誰もが安心して利用できるように防犯の視点を取り入れること。
- ・ 多様なニーズに応じた、公園の新たな活用について検討すること。

(地区別計画)

- ・ 地区別計画については、課題に対する取組の内容を明確にすること。
- ・ 各地区の現況が分かるようなデータの記載を検討すること。
- ・ 公有地で大規模開発事業等を行う際には、より多くの緑を創出できるよう努めること。
- ・ 地区の特性に応じた公園等の整備について、長期的な視点で検討すること。

## (2) 審議経過

|     | 開催日及び会場                      | 主な審議内容                                                                                                                                                                     |
|-----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成27年8月18日(火)<br>市役所7階7AB会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の策定について(諮問)</li> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の策定について</li> </ul> |
| 第2回 | 平成27年8月24日(月)<br>市役所7階7AB会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について</li> </ul>                                                                                                  |
| 第3回 | 平成27年10月5日(月)<br>北公民館1階会議室   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について</li> </ul>                                                                                                  |
| 第4回 | 平成27年10月19日(月)<br>北公民館1階会議室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について</li> <li>○「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」について</li> </ul>                                                        |
| 第5回 | 平成27年10月20日(火)<br>北公民館1階会議室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」について</li> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」及び「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の推進体制と進行管理について</li> </ul>                 |
| 第6回 | 平成27年11月2日(月)<br>市役所7階7AB会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の策定について(答申案)</li> </ul>                                                               |

## (3) 環境審議会委員会名簿

第11期（平成27年3月1日～平成29年2月28日）

会長 福岡 義隆

副会長 濱口 恵子

| 種 別                | 氏 名                  | 備 考                        |
|--------------------|----------------------|----------------------------|
| 1号委員：<br>学識経験者     | きしき けんいちろう<br>吉敷 賢一郎 | 市議会議員                      |
|                    | ひぐち なおき<br>樋口 直喜     | 市議会議員                      |
|                    | おさだ まさき<br>長田 雅基     | 市議会議員                      |
|                    | みうら くにひこ<br>三浦 邦彦    | 市議会議員                      |
|                    | きりの ただし<br>桐野 忠      | 市議会議員                      |
|                    | なかはら ひでふみ<br>中原 秀文   | 市議会議員                      |
|                    | かわぐち けいすけ<br>川口 啓介   | 市議会議員                      |
|                    | かさはら けいいち<br>笠原 啓一   | 埼玉県生態系保護協会 川越・坂戸・鶴ヶ島支部 支部長 |
|                    | くろだ やすえ<br>黒田 泰江     | 消費生活アドバイザー                 |
|                    | こ せ ひろゆき<br>小瀬 博之    | 東洋大学総合情報学部教授               |
|                    | はまぐち けいこ<br>濱口 恵子    | 十文字学園女子大学名誉教授              |
| 2号委員：<br>公募による者    | うえの おさむ<br>上野 攻      | 公募                         |
|                    | くわの じゅん<br>桑野 潤      | 公募                         |
|                    | なかはら としつぐ<br>中原 敏次   | 公募                         |
| 3号委員：<br>関係団体の代表者  | いしかわ ちよこ<br>石川 千代子   | 川越市女性団体連絡協議会               |
|                    | かまた まさとし<br>鎌田 政稔    | かわごえ環境推進員協議会               |
|                    | すずき よしたか<br>鈴木 美孝    | 川越商工会議所                    |
|                    | せきもと みきお<br>関本 幹雄    | 川越市医師会                     |
|                    | たけうち ひろふみ<br>竹内 公文   | 川越環境保全連絡協議会                |
|                    | ふなつ かずのぶ<br>船津 和信    | 川越市自治会連合会                  |
|                    | よこやま みえこ<br>横山 三枝子   | かわごえ環境ネット                  |
| 4号委員：<br>関係行政機関の職員 | ながしま ひろひさ<br>永島 裕久   | 埼玉県西部環境管理事務所               |

(敬称略)

## 3 市民参加

### (1) かわごえ環境ネットからの提言等

#### 第二次川越市環境基本計画・かわごえアジェンダ21見直し勉強会最終報告書

2015年2月27日

かわごえ環境ネット

#### はじめに

かわごえ環境ネットでは、2014年4月から12月にかけて、第二次川越市環境基本計画・かわごえアジェンダ21見直し勉強会を11回にわたり開催し、事務局を除いて13名のメンバーで審議してきた。その結果を「(仮称)第三次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言」として、以下の通りまとめた。川越市は、この内容を考慮して(仮称)第三次川越市環境基本計画を作成していただきたい。

#### (仮称)第三次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言

##### ●基本的考え方

- 市民・事業者・民間団体・行政の協働により、川越の将来の望ましい環境像を実現するための取組をさらに推進すること。
- ・「かわごえ環境ネット」は、環境に関する協働推進のための組織として、各主体が主体的に事業を推進できるように支援を行うとともに、情報伝達や協働すべき事業の実施の推進体制を築くこと。
- ・進行管理におけるPDCAサイクルを構築するために、報告書である「かわごえの環境」を、行政の施策だけでなく、市民・事業者・民間団体の事業報告を盛り込んで公表を行うこと。
- ・進行管理における改善のプロセスに市民への参加を求めること。

##### ●環境の現状と課題

- 人口減少、既成市街地の衰退、新規開発については、環境保全の観点からも問題解決を図ること。
- ・日本の人口が減少する中で、川越市の人口も2016年からの10年間では減少に移行するものと考えられる。
- ・既成の市街地（住宅地、商業地）は、特に短期間に大規模に開発された地域では大いに活力が衰退することが予想される。
- ・一方で新興の開発が進み、開発により自然環境が失われ、生物多様性の減少を招くことが予想される。
- 開発されない農地や林地は、担い手がなく放棄地が増加することが予想される。
- ・これらの課題に対しては、個別施策の実施や評価だけでは解決が図れないところがあるので、適切な条例の制定と、計画の策定により、環境保全を基本とした政策が確立されることを期待したい。

##### ●計画の目標

- 5つの目標「地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる」「市民の健康

を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する」「自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ」「歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する」「すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる」は、環境に対する個別の政策ではなく、すべての政策における基本的な目標であることを認識して政策が実施されることを期待したい。

## ●施策内容

### ○環境と防災の両立を図るための施策の充実

- ・防災施設や設備が環境保全にも寄与するよう、その多目的化を考慮すること。
- ・環境政策の充実が気候変動の緩和や生物多様性の確保につながり、防災上の観点からも有用であることを認識すること。

### ○資源・エネルギーの地産地消の推進

- ・再生可能な資源を担保するためには農業・林業の維持が重要であることを念頭に置き、これらが持続可能になるような政策を実施すること。
- ・新たな技術による地産地消のエネルギー活用を推進すること。ただし、新規性だけにとらわれず経済的に普及が期待できるエネルギーの導入も推進すること。
- ・省エネルギー及びエネルギーの見える化の推進を図り、市民・事業者の活動を支援すること。
- ・地産地消を推進するための消費者への教育・広報を充実させること。

### ○生物多様性に関する政策の充実

- ・生物多様性地域戦略の早期作成及び推進組織を設置すること。
- ・生物多様性地域戦略を作成する観点から、基礎データを構築するために市民参加を推進すること。
- ・市民や事業者に対して生態系サービスの重要性の認識を高める施策を充実させること。
- ・生物多様性と農業生産を両立させる環境保全型の農業の推進を図ること。

### ○人材の活用

- ・市街地、河川、農地、林地など、公有地及び民有地における環境保全に対して、市民、事業者、民間団体がより活動しやすいように施策を整備すること。
- ・市街地、河川、農地、林地などを保全するために、市民、事業者、民間団体の相互が情報を共有できるようしくみをつくること。
- ・行政が、人材の継続的な確保のために、その発掘や教育に努めること。
- ・観光客に対する環境保全活動の推進を図ること。

### ○環境情報の充実

- ・環境保全活動をさらに推進するためには、広報活動が重要な役割を果たす。ソーシャルメディアも含めたインターネットの活用が活動の裾野を広げる観点、また情報の迅速性、効率性の観点からも望まれる。そこで、行政がインターネットのさらなる活用を図ること。
- ・情報リテラシー（能力向上）教育の充実を図ること。

### ○環境保全組織のあり方と特定非営利活動組織の充実

- ・川越市は自治会を基本とした市民活動が充実しているが、地域相互のつながりが少なく、さらに環境問題のような地域をまたいだ課題に対して十分な機能を発揮していない懸念がある。さまざまな分野で特定非営利活動が求められていることから、特定非営利活動組織及び法人（NPO）の設立支援、運営支援など、地域や流域を横断した課題に取り組む組織の充実を図ること。

## (2) パブリック・コメント

平成27年8月26日から9月24日にかけて「(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」(原案)に対する意見募集を行ったところ、7名から31件の意見が寄せられました。項目別の意見数を以下に示します。

### ■意見一覧

|                        |                                |     |
|------------------------|--------------------------------|-----|
| 共通                     | 計画全体に関すること                     | 3件  |
|                        | 進行管理に関すること                     | 1件  |
| 第三次川越市環境基本計画           | 重点施策に関すること                     | 1件  |
|                        | 大施策 1 地球温暖化対策の推進に関すること         | 5件  |
|                        | 大施策 3 生物多様性の保全に関すること           | 7件  |
|                        | 大施策 4 貴重な緑の保全に関すること            | 3件  |
|                        | 大施策 10 快適に暮らせるまちづくりに関すること      | 1件  |
|                        | 大施策 11 人づくり・ネットワークづくりに関すること    | 1件  |
| (平成28年3月改定版) 川越市緑の基本計画 | 計画の目標に関すること                    | 2件  |
|                        | 個別計画 5 身近で安全・安心な都市公園等の整備に関すること | 1件  |
|                        | 個別計画 7 公共施設緑化の推進に関すること         | 1件  |
|                        | 個別計画 8 民有地緑化の促進に関すること          | 1件  |
|                        | 個別計画 9 緑に親しむきっかけづくりに関すること      | 1件  |
|                        | 地区別計画 2.7 大東地区に関すること           | 2件  |
| その他                    | 計画原案以外に関すること                   | 1件  |
| 合 計                    |                                | 31件 |

## 4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

平成18年9月25日

条例第36号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第8条)

#### 第2章 環境の保全に関する基本方針等(第9条—第12条)

#### 第3章 環境の保全に関する施策(第13条—第27条)

#### 第4章 地球環境保全の推進(第28条—第30条)

#### 第5章 川越市環境審議会(第31条)

#### 附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な環境の創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。))に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、市、市民、事業者及び民間団体(市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。))のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働の下に積極的に行われなければならない。



4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

1 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

2 地域の特性を生かした都市景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用により、快適な都市環境を創造すること。

3 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。

4 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を推進し、及び地球温暖化の防止、オゾン層の保護等を図ることにより、地球環境保全に資する社会を構築すること。

5 市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第31条第1項に規定する川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 環境の保全に関する施策

(環境影響評価)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設及び公園その他の自然との触れ合いを図るための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の確保)

第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観の形成等)

第18条 市は、地域の特性を生かした快適な都市環境を確保するため、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進等)

第19条 市は、市民、事業者及び民間団体が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第20条 市は、環境の保全に関する施策について、市民、事業者及び民間団体と協働して、これを推進していくものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、環境の保全に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第22条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第23条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策について、総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(環境管理等)

第26条 市は、自らが環境管理(環境の保全に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)及び環境監査(環境管理の状況についての監査をいう。以下同じ。)を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

#### 第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第28条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等)

第29条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新エネルギーの活用)

第30条 市は、環境への負荷の低減を図るため、新エネルギーの活用に努めるとともに、市民、事業者及び民間団体による新エネルギーの活用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第5章 川越市環境審議会

(川越市環境審議会)

第31条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、川越市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第31条並びに次項の規定は、平成18年11月1日から施行する。

2 川越市環境審議会条例(平成6年条例第18号)は、廃止する。

## 5 都市公園の種別

| 種 類   | 種 別        | 内 容                                                                                                                                                                       |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基幹公園  | 住区基幹公園     | 街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積は0.25haを標準として配置します。                                                                                   |
|       |            | 近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積は2haを標準として配置します。                                                                                        |
|       |            | 地区公園 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、敷地面積は4haを標準として配置します。                                                                                         |
|       | 都市基幹公園     | 総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。                                                                                       |
|       |            | 運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。                                                                                                     |
| 特殊公園  | 風致公園       | 主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置します。                                                                                                                           |
|       | 動植物公園      | 動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。                                                                                                                                       |
|       | 歴史公園       | 史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置します。                                                                                                                     |
|       | その他        | 児童の交通知識及び交通道德を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置します。                                                                                                                  |
| 大規模公園 | 広域公園       | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。                                                                               |
|       | レクリエーション都市 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。 |
| 緩衝緑地  |            | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。                                                        |
| 都市林   |            | 市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。                                                                         |
| 広場公園  |            | 市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置します。                                                                                              |
| 都市緑地  |            | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。<br>但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合においてはその規模を0.05ha以上とします。   |
| 緑道    |            | 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。                           |
| 国営公園  |            | 一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう配置します。                                       |

出典：埼玉県の都市公園 2015

## 6 用語解説

### 【アルファベット】

|                 |                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| BOD             | (Biochemical Oxygen Demand) 生物化学的酸素要求量のことで水質指標の一つ。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。                                                                                                         |
| CO              | 一酸化炭素。主に物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすといわれている。                                                                                                                                 |
| ISO14001        | 国際標準化機構 (ISO) が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。                                                                                                                                     |
| NO <sub>2</sub> | 二酸化窒素。物の燃焼により NO が発生し、大気中で酸化されて NO <sub>2</sub> となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるといわれている。                                                                                                                     |
| PDCA サイクル       | 計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。                                                                                                             |
| PM2.5           | 直径 2.5 $\mu$ m (マイクロメートル： $\mu$ m = 100 万分の 1 m) 以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。<br>※正確には PM <sub>2.5</sub> と表記されますが、本計画では PM2.5 と表記します。                             |
| PRTR            | (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表するしくみ。 |
| SO <sub>2</sub> | 二酸化硫黄。無色、有刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスともいい、硫黄分の燃焼に伴って生じる。                                                                                                                                       |
| SPM             | 大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。                                                                                                                       |
| VOC             | 揮発性有機化合物。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗浄剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。                                                                                                                                      |



## 【ア行】

|                          |                                                                                         |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| アスベスト                    | 石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40年ほどの潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。 |
| アプリ                      | アプリケーション・ソフトウェアの略。スマートフォン等のOS(基本ソフト)上にインストールして利用するソフトウェア。                               |
| アメニティ                    | 快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。                                                    |
| 一般廃棄物                    | 廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。                                               |
| ウェスタ川越                   | 市、県、民間事業者により整備され、平成27(2015)年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。                                       |
| エコアクション21                | ISO14001をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。                                                   |
| エコストア・<br>エコオフィス         | 簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。                  |
| エコチャレンジ<br>スクール          | ISO14001を模した学校教育プログラム。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。                                     |
| エコチャレンジ<br>ファミリー<br>認定事業 | 市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。           |
| エコドライブ                   | 緩やかな発進や加減速の少ない運転など、環境負荷の少ない運転方法。                                                        |
| エコロジカル・<br>ネットワーク        | 人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワーク。                |
| 延焼・類焼                    | 延焼とは、火事などが燃え広がって焼けること。類焼とは、他から出た火事が燃え移って焼けること。                                          |
| オープンスペース                 | 都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。                                       |
| オルソ画像                    | 空中写真の歪みを正射投影により補正した画像。                                                                  |
| 温室効果ガス                   | 太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。                      |

## 【カ行】

|                       |                                                                                                                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 街区公園                  | 最も身近に存在する公園であり、住民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園のこと。                                                                                            |
| 河岸跡                   | 河川の岸辺で、舟から人や荷物の揚げ降ろしをした場所を河岸といい、その跡地のことをいう。                                                                                             |
| 合併処理浄化槽               | し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。                                                                                                         |
| 環境アドバイザー制度            | 環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。                                                                                               |
| 環境基準                  | 人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。                                               |
| 環境基本法                 | 国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月に施行された。                                                                                                  |
| 環境経営                  | 事業者として、環境問題に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たそうとする経営手法。                                                                                   |
| 環境指標                  | 環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。                                                                                                           |
| 環境審議会                 | 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第 44 条に基づき設置される機関。                                                                                |
| 環境配慮商品                | 原材料の調達、製造、流通過程等における環境負荷の低減に資するよう配慮された商品。                                                                                                |
| 環境負荷                  | 汚染に代表されるような、環境に悪影響を与える働きのこと。                                                                                                            |
| 環境保全型農業               | 可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。                                           |
| 環境マネジメントシステム          | Environmental Management System (EMS) のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。                                                          |
| 涵養                    | 地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。                                                                                                       |
| 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) | (Intergovernmental Panel on Climate Change) 世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により 1988 年に設立された国連の組織。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。 |
| 九都県市指定低公害車            | 関東の 9 つの都県市が、九都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。                                                                                                   |
| 近隣公園                  | 都市公園法が定める公園で、主に近隣に居住する者の利用を目的とする。                                                                                                       |
| グリーン購入                | 素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が低減されるように配慮を行った製品を優先的に購入すること。                                                                   |



|               |                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康項目          | 水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。                                                    |
| 光化学<br>オキシダント | 自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。 |
| 公共用水域         | 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など公共の用に供される水域や水路。                                                     |
| 小江戸           | 江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。                                                    |
| こどもエコクラブ      | 子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭、学校、地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。                                    |
| コミュニティ<br>道路  | 都市内の裏通りなどで最小限の自動車の通行を可能にしつつも速度を抑えるよう道路構造を工夫した歩行者・自動車共存の道路。                         |

## 【サ行】

|                        |                                                                                                              |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 最終処分場                  | ごみに焼却や分別等の処理を行ったものや、じかに運び込まれた廃棄物を処分する場所・施設・設備。本市では、小畔の里クリーンセンターと市外の処分場を利用している。                               |
| 再生可能エネルギー              | 一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。                                          |
| 産業廃棄物                  | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法、同法施行令で定められた 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物。                                                    |
| 酸性雨                    | 硫酸酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6 以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。                                   |
| 自主防災組織                 | 災害に対して地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織。                                                    |
| 持続可能な開発のための<br>教育（ESD） | （Education for Sustainable Development）一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。 |
| 指定緊急避難場所               | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所のこと。                       |
| 自転車シェアリング事業            | 自転車を共同で利用するしくみのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸し出しや返却を行う駐輪場（ポート）を設置している。                                                 |

|                       |                                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民農園                  | 生活の楽しみや健康づくり等のために野菜や花を栽培する場として、農業者でない人々に提供される農地。                                                                                |
| 市民の森                  | 緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね 3,000㎡以上の雑木林等が対象。                                                           |
| 市民緑地                  | 土地の所有者が市民に緑地として土地を提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申し出に基づき、地方公共団体等がその土地の所有者と契約して、一定期間市民の利用を目的として設置・管理する緑地。                  |
| 住区基幹公園                | 都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。                                                                              |
| 重要伝統的建造物群保存地区         | 伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いと国が判断し選定されたもの。                                                                                            |
| 樹林地                   | 樹木が密生している場所であり、植生により自然林、二次林（雑木林）等に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林等に分類できる。                                                                |
| 循環型社会                 | 廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。 |
| 生産緑地                  | 市街化区域内において、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地のこと。                                                   |
| 生態系                   | あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合したまとまり（システム）。                                                                                |
| 生物環境指標                | 生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を用いて自然環境の動向を評価する指標のこと。                                                                   |
| 生物多様性                 | 全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。                                                                         |
| 生物多様性地域戦略             | 地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めるため、地域ごとに策定する計画のこと。                                                                         |
| 千 t - CO <sub>2</sub> | 二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。                                                                                 |
| 雑木林                   | 樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。                                                                         |

## 【タ行】

|                |                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダイオキシン類        | 極めて毒性の強い有機塩素系化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。                                                                |
| 多極ネットワーク型の都市構造 | 市の中心的な拠点だけではなく、それ以外にも鉄道駅の周辺などに、人口、産業、行政機能、医療施設等が集約した拠点が複数あり、市の中心的な拠点とそれ以外の拠点及び各拠点が互いに公共交通等でアクセスできる都市構造のこと。                                             |
| 多自然型           | 自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。                                                                                                                         |
| 地域活動ゾーン        | 快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたもの。                                                                                                                 |
| 地球温暖化          | 人間の活動に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。                                                                                                     |
| 地球環境問題         | 地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。                                                                                                       |
| 地区計画           | 住民の意向を反映させながら、建築物の用途、形態等に関する制限を定め、地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進める手法のこと。                                                                                         |
| 地産地消           | 地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組のこと。                                                                                                                        |
| 地中熱利用システム      | 地中に存在する熱エネルギーを利用した機器のこと。外気と年間を通して温度変化の少ない地中との温度差を利用して冷暖房等を行うもの。                                                                                        |
| 中核市            | 地方自治法に基づく、人口 20 万人以上を要件とする地域の中核的都市機能を備えた都市のこと。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市に準じた権限が都道府県より移譲される。                                                             |
| 中間処理施設         | 収集した廃棄物を最終処分場に埋め立てる前に、資源回収、破碎、焼却などすることにより、無害化・減容化する施設。                                                                                                 |
| 調整池            | 降雨等による一時的な河川の増水を避けるため、住宅地等の開発に伴い設置される池のうち、下水道施設のもののうち、下流に設置されるもの。                                                                                      |
| 調節池            | 降雨等による一時的な河川の増水を避けるため、住宅地等の開発に伴い設置される池のうち、河川管理施設のもののうち、下流に設置されるもの。                                                                                     |
| つばさ館           | 循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の 3R を推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。 |
| 適応策            | （気候変動への適応策）既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。                                                                                             |
| 低炭素社会          | 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。                                                                                                                                     |

|             |                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子マニフェスト    | 排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を確認するために作成する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の情報を電子化し、これらの3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするしくみ。 |
| 伝承木         | 古くからの言い伝えやいわれのある樹木。                                                                                       |
| 伝統的建造物群保存地区 | 城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。                                      |
| 登録有形文化財     | 届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後50年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。                         |
| 特定外来生物      | 海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。                                          |
| 都市基幹公園      | 都市公園法が定める公園のうち住民全般を対象にしたもので、総合公園、運動公園がある。                                                                 |
| 都市景観形成地域    | 川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。  |
| 都市景観重要建築物等  | 川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を指定する制度。                                          |
| 都市公園        | 都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。                                   |
| 都市生活型公害     | 特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害。                                                                             |
| 土地区画整理事業    | 土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図る事業のこと。                                                          |

## 【ナ行】

|            |                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内水         | 河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。                                                                |
| 認定農業者      | 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営のための計画を作成し、市町村の認定を受けた者。                             |
| ネイチャーゲーム   | 自然を相手に遊ぶことを通して、自然と共存することの大切さを学ぼうとする方法のひとつ。                                                                |
| 熱回収        | 廃棄物焼却時に発生する熱エネルギーを発電やその他の熱利用に有効利用すること。                                                                    |
| 燃料電池       | 水素と酸素の化学反応により発電する装置。                                                                                      |
| 農業集落排水処理施設 | 公共下水道が未整備である市街化調整区域の農業集落における下水処理施設。生活環境の改善と農業用排水及び公共用水域の水質保全を図ることができる。平成 27（2015）年度現在、鴨田地区と石田本郷地区に設置している。 |
| 農業振興地域     | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。                                                   |
| 農用地区域      | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が指定を行う、農業振興地域内において今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域。                                  |

## 【ハ行】

|            |                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| パークアンドライド  | 中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バスなどの公共交通に乗り換える交通体系のこと。                              |
| パートナーシップ   | 様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。                                                     |
| 花いっぱい運動    | 市民の身近な緑を守り、増やし、育てることにより、美しいまちづくりを行うとともに、緑と花を愛する心を育て、緑化の推進及び保全に関する市民意識を高めることを目的とする運動のこと。 |
| ヒートアイランド現象 | 都市部の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。                                                                 |
| ビオトープ      | 野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。                                                       |
| 人・農地プラン    | 農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。                             |
| ふるさと緑の景観地  | ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため県が指定するもの。                                  |
| ふれあい収集     | ひとり暮らしの高齢者・身体障害者で、自分でごみを集積所に持ち出すことが困難な方を対象に、自宅に直接出向いて収集を行う事業。                           |

|          |                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| ポケットパーク  | 市街地の中で、休憩の場の確保や景観の向上等の広場的機能をもつ小規模な公園。                               |
| 保存樹木     | 緑の環境を保全するため、市街化区域内の樹木で特に必要と認めたものを、川越市保存樹木等の指定等に関する要綱により指定している。      |
| 保存樹林     | 緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市保存樹木等の指定等に関する要綱により指定している。 |
| ホルムアルデヒド | 刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。        |

## 【マ行、ヤ行】

|                  |                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑のアドバイザー         | 市民の緑に関する様々な相談（植物病理から草花の手入れまで）に応じる相談員の総称。                                                |
| 緑の基金             | 市内の緑化の推進及び緑地の保全を図るために積立を行う基金のこと。                                                        |
| 緑の募金             | 森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的とした募金のこと。                                       |
| 緑のリサイクル          | 公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園内の舗装等に用いるチップや堆肥等に再利用するしくみ。                                      |
| 民間団体             | 行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。                                               |
| 民俗文化財            | 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。 |
| モニタリング           | 日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。                                                                  |
| 湧水               | 水循環の過程で地下水が地表に現れたもの。                                                                    |
| 優良産廃処理業者<br>認定制度 | 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。                                    |
| ユニバーサルデザイン       | 年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。                                      |



## 【ラ行、ワ行】

|                  |                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 緑地協定             | 住民相互の合意の下、市町村長の認可を受けて定める緑地の保全、緑化を図るための協定。                                       |
| リサイクル (Recycle)  | 廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。                                                     |
| リスク<br>コミュニケーション | 主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。                |
| リデュース (Reduce)   | ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。                                                          |
| リユース (Reuse)     | 不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。                                                 |
| 歴史的風致            | 地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。 |
| 歴みち事業            | 歴史的地区環境整備街路事業の略称で、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。                                |
| レッドリスト           | 絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。                                                            |
| ワークショップ          | 講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。                   |

## 第三次川越市環境基本計画 川越市緑の基本計画 (平成28年3月改定版)

---

■発行 川越市 平成 28 年 3 月

■編集 川越市環境部環境政策課

〒 350-8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

T E L 049-224-5866 (直通)

F A X 049-225-9800

E-mail [kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp](mailto:kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp)

U R L <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>





川越市



時が人を結ぶまち川越



リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。